

# **新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期券・回数券の取扱いについて**

## **※鉄道定期券・回数券のお取り扱いとなります。**

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各学校については一斉休校の延長等が実施されているほか、2020年4月7日に日本政府から、緊急事態宣言が発出されました。これらに伴い、定期券及び回数券の払いもどし等の取扱いについて関東鉄道では以下のお取り扱いをいたします。

### **1. 通学定期券の払戻しについて**

小学校・中学校・高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等の臨時休校に伴い、通学定期券の払戻しをご希望されるお客様は、2020年2月28日以降の「最終登校日」の翌日から、通学定期券のご使用がなく、有効開始日から7日以内の場合、または残期間が1か月以上ある場合「最終登校日」を、お申し出日として払戻しいたします。(所定の手数料を頂きます。)

なお、4月以降に通学定期券を継続購入される場合は、駅窓口にお申し出ください。また、窓口が混雑している場合は、後日のお手続きをご検討ください。

※通勤定期券及び大学・短期大学・専門学校・予備校の通学定期券をご使用のお客様は対象となりません。

### **2. 「緊急事態宣言」発出に伴う定期券・回数券の払いもどしについて**

緊急事態宣言の発出以前にお買い求めいただいた各種定期券、回数券の払戻しを希望されるお客様は2020年4月7日に遡り払戻しをいたします。

※定期券：有効開始日から7日以内の場合、または4月7日以降の定期券の利用がなく、残期間が1か月以上ある場合。(所定の手数料をいただきます。)

※回数券：発売額からご使用枚数分の普通運賃と手数料を差し引いた額。

### **3. 取扱期間**

上記1. 2については、緊急事態宣言が終了した日の翌日から1か年を経過するまでの間、お取り扱いいたします。

### **4. 新年度から有効となる通学定期券の発行について**

(1) 休校のため、新年度有効となる通学証明書等の取得や有効期間の延長が不可能なお客さまは、現在お手持ちの通学定期券と、通学証明書等で通学区間・進級する学年を確認し、新年度から有効な通学定期券を発行いたします。

(2) 休校時に使用されていた通学定期券を既に払いもどしているお客さまは、旧年度発行の通学証明書等で通学区間・進級する学年が確認できる場合、新年度から有効な通学定期券を発行いたします。

※上記(1)(2)のお取扱いは、大学・短期大学・専門学校・予備校の通学定期券を含みます。

ただし、旧通学定期券や通学証明書等に記載の区間・経由から変更とならない場合に限り、取扱期間は当面の間とします。

## 5. 払いもどし取扱箇所

○常総線：取手駅、戸頭駅、守谷駅、水海道駅、下妻駅      ○竜ヶ崎線：竜ヶ崎駅

## 6. 注意事項

定期券の払戻し日を遡るお取り扱いをご希望のお客様は、その定期券をご使用にならないようお願いいたします。また、PASMO 定期券の場合は、払戻し前に同じカードへ定期券や IC 企画券を購入されると、払いもどし対象となる定期券情報の確認ができなくなるため、払戻しを受けることが出来なくなります。払戻しの対象となる定期券をお持ちで、本取扱いをご希望のお客さまはお手続き終了まで別の IC カード乗車券や磁気乗車券等のご利用をお願いいたします